

税金とは、なんだろう？

「生活保護活用＝税金で喰う＝悪」は、正しい認識か

税金とは、儲けた個人・法人だけで成り立っているのだろうか

共に生きる社会と税金の関係

朝、夜間学校ニュースの古い号を張り出している柱の側を通りかかった人に、なんとなく「自助努力援助のための手引き書―生活保護は怖くない」を差し出して、「もう、お持ちですか」と聞いたところ、「もう読んだ。税金で喰うきはない。人に頼りたくない」とキツパリ言われました。

人それぞれの考えで、それも有りなのですが、生活保護活用を積極的に勧める立場の身としては、マア、やはり一言あつてしかるべきかと思ひ、「人、それぞれに良い時もあれば、悪い時もある、一時的に助けを借りても、社会的に返せる時もあるんじゃないでしょうか、また、考えてみてください」と、お節介にも再考をお願いしておきました。

たまたま声を掛けた人が、「生活保護を受けて生活するとうことは、税金で喰うことであり、それは避けるべきことだ」と考えておられることは、明らかで、結構、この考えの支持者は多いように思われます。

中には、「何、言うてんねん、物を買えば消費税取られるし、酒や煙草でござようさん、税金払うてるで」と言う人もいるでしょうが、ここでは、税金Ⅱ所得税のことと限定します。

「税金(所得税)は、人が努力をして稼いだ儲けの中から、国が徴収するもので、いうなれば、人の努力と汗の結晶だ。生活保護は集められた税金からまかなわれている。だから、生活保護で喰うといことは、人の努力と汗の結晶を只取りするようなものだ。そんなことは、ようせん。」

誠にものともで、まっとうな考え方のような気がします。特に、現場労働で長く過(こ)してきた人には、体感的に理解できる考え方だと思われまます。

しかし、税金については、別の考え方もあります。税金の対象となる「儲け」とは、そもそもなんなのでしょうか。

普通に考えて、儲け(総収入)から、儲けるに必要な経費と自分の生活を維持するのに必要な費用(税法上は基礎控除)を差し引いたものを、純利益(儲け)といい、その部分が、課税の対象となります。

計算式で示すと、「総収入―原価Ⅱ純利益」ということになります。いってみれば、原価を負担してくれる多くの人(消費者)がいるから、純利益が出て、税金が負担できるわけです。

税金の負担者は、個々人、個々の法人のように見えますが、多

くの人が、原価を分担して支えてくれないと、税金を払うことはできないのです。

純利益は、天然自然に生まれるものではなく、誰かが、多くの人が、原価を分担しているからこそ、生まれ出るものなのです。その純利益から集められる税金(所得税)は、多くの人が協力して生み出したものであることは明らかでしょう。

たとえば、鹿島や大成が法人税を払っているとしたら、原価を少なくして純利益を出すために、釜ヶ崎の日雇労働者を、安く、使い捨てにして、税金を払っているという側面もあると言えます。

その意味では、釜ヶ崎の労働者は直接、所得税を払っていないけれども、税金を捻出することには貢献しているといえます。

税金(所得税)は、直接の納税者だけの手柄ではなく、社会の多くの人の協働の結果といえます。だから、国家・政府が、税金の再分配を納税者にだけでなく、社会全般に対しておこなうのです。

「生活保護は、社会全体に対してではなく、個人に対しての給付ではないか」という指摘もあるかも知れませんが、儲け(純利益)を生み出す原価の負担者は、不特定の諸個人であることを思い出してください。

不景気は、原価の負担者(消費者)が不足している現象ともいえます。景気対策で言われる内需拡大は、原価の負担者を増やすことです。生活保護活用は、現状よりもより多く原価を負担する者となることです。一方的に、「世話」になることではありません。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも(永住権を持つ外国人を含む)活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター(大阪社会医療センター)は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」(無料)をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金の取扱い」のおしらせ。
大阪市の定額給付金の申請は 11月2日 までです。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

定額給付金を受けるには、住民票の所在が明らかであることが、必要です。

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話~~06・6561・4392~~)
鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話~~06・6658・8888~~)
26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。